

「神奈川県医療費適正化計画」の一部改定素案の概要

1 一部改定する計画の名称

神奈川県医療費適正化計画

2 計画の性質

本計画は、医療費の伸びの適正化を図るため、国が定める医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（以下「国基本方針」という。）に基づき、「県民の健康の保持の推進」及び「医療の効率的な提供の推進」に関する目標、当該目標を達成するための施策の展開などを定めた、「高齢者の医療の確保に関する法律」第9条の規定に基づく法定計画である。

3 計画の期間

令和6年度から令和11年度まで（6か年）

4 一部改定の理由

令和6年11月、国基本方針が一部改正され、後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に関する新たな数値目標（後発医薬品の金額シェア65%以上）、後発医薬品の使用促進による新たな効果算定方法（数量ベース及び金額ベースの効果額算定方法、使用促進による効果額の決定方法）等が示されたことから、計画の実効性を高めるため所要の見直しを行うもの。

5 一部改定の内容

(1) 医療の効率的な提供の推進に関する目標の追加

目標項目「後発医薬品及びバイオ後続品の使用割合」に、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、令和11年度までに、後発医薬品の金額シェアを65%以上とする目標を追加する。

(2) 医療の効率的な提供の推進のための取組の見直し

(1)の目標達成に向けて、県が行う「後発医薬品の使用促進」のための取組のうち「地域フォーミュラリ」に関する取組に、地域フォーミュラリの作成・運用等に資する医薬品の使用状況に関するデータ分析を行い、分析結果を公表することを追加する。

(3) 医療費適正化取組後の医療費の見込みの見直し

(1)の目標の追加に伴い、後発医薬品の使用促進による効果額を再算定し、医療費適正化の取組を行った後の医療費の見込みを見直す。